

件名	「大月市森林組合及び旧笹子村森林組合が、知事に対して提出した許可申請に必要な文書等」の不開示決定の件		
開示請求年月日	令和2年7月16日	実施機関の決定年月日	令和2年7月30日、31日
実施機関(担当課)	山梨県知事(林業振興課)	決定内容	不開示決定
特定した保有個人情報	① 大月市森林組合及び旧笹子村森林組合が森林組合法に基づき申請した文書のうち所有権者に関するもの ② 大月市森林組合または旧笹子村森林組合が森林組合法(昭和53年法律第36号)第100条の24において読み替えて準用する第66条第2項第2号に基づき作成した文書 ③ 審査請求人の親族が植林した立木及びこれを有する土地の所有権について争った高等裁判所の文書 ④ 昭和40年代に実施された林業構造改善事業(第一次林構)に関する文書		
不開示部分(争いになった部分のみ)		不開示理由	
① 大月市森林組合及び旧笹子村森林組合が森林組合法に基づき申請した文書のうち所有権者に関するもの		保有個人情報は存在しない	
② 大月市森林組合または旧笹子村森林組合が森林組合法(昭和53年法律第36号)第100条の24において読み替えて準用する第66条第2項第2号に基づき作成した文書		文書不存在	
③ 審査請求人の親族が植林した立木及びこれを有する土地の所有権について争った高等裁判所の文書			
④ 昭和40年代に実施された林業構造改善事業(第一次林構)に関する文書			
審査請求年月日	令和2年10月13日	諮問年月日	令和3年2月18日
答申年月日	令和4年3月2日	摘要	
争点	実施機関が不開示とした「大月市森林組合及び旧笹子村森林組合が、知事に対して提出した許可申請に必要な文書等」の行政文書の特定は妥当か。また、特定した保有個人情報及び行政文書は存在しないとした処分は妥当か。		
審議会の結論等	1 審議会の結論 山梨県知事が令和2年7月30日及び同月31日付けで審査請求人に対して行った保有個人情報の不開示決定処分については、妥当である。 2 審議会の判断の理由 (1) 文書特定の妥当性について ①について 法人登記を確認させたところ、笹子村森林組合は、昭和29年9月15日に「笹子森林組合」に名称変更したことを確認したことから、審査請求人が請求する「笹子森林組合」と実施機関が特定した「笹子村森林組合」は同一森林組合と認められ、当該森林組合の文書を特定した判断は、妥当である。 また、大月市森林組合については、上記法人登記を確認したところ、昭和39年7月31日に笹子森林組合他3つの森林組合が合併し、大月市森林組合を設立したことが確認でき、かつ、実施機関に確認させたところ、当該地域に他に同名の森林組合がないことから、当該森林組合の文書を特定した判断は、妥当である。 ②について 森林組合法第66条は「出資一口の金額の減少」に関する規定であり、森林組合法第100条の24は準用規定で森林組合法第100条の24では、第66条の規定は、「組		

織変更について準用する。」と規定されている。また、森林組合法第66条においては、第1項により主たる事務所に財産目録及び貸借対照表を備える旨、第2項においては、債権者に対する公告に掲載する事項が規定されている。また、審査請求人はそのうち「債権者に弁済し及び害することのない書面」を請求していることから、第2項第2号に規定された出資組合が作成する財産目録及び貸借対照表を特定した実施機関の判断は、妥当である。

③について

審査請求人が提出した開示請求書を見分したところ、審査請求人が何らかの事情により土地の所有権を裁判で争っていること及びそれが高等裁判所に関する何らかの文書であると認められる。当該文書が具体的に何を指すか開示請求書の文言からは不明であるが、実施機関が当該情報を「審査請求人の親族が植林した立木及びこれを有する土地の所有権について争った高等裁判所の文書」と特定したことは、妥当である。

④について

審査請求人は、「入会近代化の●●入会林野整備組合」かつ「林業構造改善事業に関する」保有個人情報に請求している。このことについて、実施機関をして確認させたところ、「入会林野整備組合」とは、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)」に基づき、入会林野整備を実施するための入会権者による協業組織であり、実施機関の保有する文書によると昭和53年に大月市において、「●●入会林野整備組合」という入会林野整備組合が第1次林業構造改善事業(第1次林構)の成果に基づいて作成した入会林野整備計画を山梨県に提出し、認可を受けていたことが確認できたことから、実施機関が当該保有個人情報を「昭和40年代に実施された林業構造改善事業(第一次林構)に関する文書」と特定したことは、妥当である。

(2) 処分の妥当性について

①について

①のうち、笹子村森林組合に関する文書については、当該森林組合の法人登記を見分したところ、昭和39年に合併とともに解散しており、既に解散から30年以上経過していることが認められる。

一方で、本県の行政文書管理規程を確認したところによると、実施機関の説明に符合する保存期間の記載が認められ、保存期間が満了後、当該文書を廃棄したという説明に、特段の不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、①のうち、大月市森林組合については、審議会事務局職員に実施機関が特定した文書を見分させたところ、記載されている個人情報は総代会議事録及び法人登記簿謄本に記載された役員名のみであり、審査請求人の個人情報は確認できなかった。

②について

森林組合法を確認したところ、実施機関の説明のとおり、森林組合法第100条の24を読み替えて準用する森林組合法第66条の規定は、組織変更に関する規定であり、当該規定により組合の債権者に公告する方法は、官報のほか、定款によることとなっており、いずれにしても、当該文書を県が保有しなければならないという義務はなく、当該文書を保有しないという実施機関の説明に、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

③について

③は、審査請求人を原告とし、●●区を被告とした共有持分移転登記手続きに関する控訴事件に関する文書である。当該控訴事件については、県は訴訟関係人ではなく、当該文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

④について

本県の行政文書管理規程を確認したところによると、実施機関の説明に符合する保存期間の記載が認められ、保存期間が満了後、当該文書を廃棄したという説明に、特段の不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、念のため、審議会事務局職員をして、実施機関に対し、再度、文書庫や執務室等の搜索を指示したが、④に該当する文書の存在は確認できなかった。